

# 大分市 情報化推進計画



2019年6月



## はじめに

近年、ICT（情報通信技術）は急速な進展を続けており、市民生活のさまざまな場面に深く浸透し、欠かすことのできない重要なツールとなっています。なかでもIoT（モノのインターネット）、ロボット、AI（人工知能）といった最新技術は、交通・医療・教育・農業をはじめとする多くの分野において、人々に快適な暮らしをもたらすものとして期待されております。

こうしたなか、国におきましては「官民データ活用推進基本法」が平成28年12月に公布・施行されました。この基本法は官民が保有するデータを効果的に活用し、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としており、また、自治体における官民データの活用に係る計画策定を求めています。

本市におきましては「大分市地域情報化計画」を4度にわたり策定し、情報化施策に取り組んでまいりましたが、基本法の施行を受け、現行の本市地域情報化計画の終了を待たず、本市における官民データ活用推進計画として「大分市情報化推進計画」をこのたび策定いたしました。本計画ではオンライン化やオープンデータの推進、マイナンバーカードの普及・活用、ICTによる業務効率化・産業振興などの6つの視点で、本市が取り組むべき情報化施策を掲げております。

今後は、本計画に掲げる施策に基づき国や県との連携を図るなか、情報化に対応したまちづくりを進めるとともに、情報格差の是正や、情報モラルの向上、情報セキュリティ対策の更なる充実に努めることで、市民の皆様がICTの恩恵を享受でき、安全で快適に暮らせるよう努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました皆様、貴重なご意見・ご提言を賜りました大分市地域情報化推進委員会委員の皆様並びに関係各位に、心から感謝申し上げますとともに、本計画の推進に向け、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

大分市長 佐藤 樹一郎

# 目次

第 1 章 計画の概要.....	1
1. 本計画策定の趣旨.....	2
2. 本計画の位置付け.....	3
3. 計画期間.....	3
第 2 章 計画見直しの背景.....	4
1. ICT に係る社会情勢.....	5
2. 国の情報化政策の動向.....	7
3. 県の情報化施策及び計画.....	11
4. 本市における情報化の取組.....	13
第 3 章 情報化施策.....	14
1. 施策体系.....	15
2. アクションプラン.....	18
第 4 章 計画の推進に向けて.....	19
1. 地域社会との連携体制の確立.....	20
2. 庁内推進体制の確立.....	21
3. 計画の進捗管理と評価の実施.....	22
4. 情報化推進にあたっての留意点.....	22
計画策定の経緯.....	24
1. 市民の情報化に関する調査.....	24
2. 大分市地域情報化推進委員会の開催.....	24
用語集.....	25

(注) 本計画において使用する元号は、計画策定時点のものを用いています。

# 第 1 章 計画の概要

本計画の策定に係る趣旨、位置付け及び計画期間を示します。

1. 本計画策定の趣旨
2. 本計画の位置付け
3. 計画期間

## 1. 本計画策定の趣旨

---

今日、情報通信技術（ICT）は、わたしたちの生活において必要不可欠なものとなっており、あらゆる分野で利活用されています。

本市においては、大分市総合計画における情報化施策の具体的取組を示すものとして、『大分市地域情報化計画』を2004年度（平成16年度）の第1次から第4次までの4度にわたり策定し、市ホームページの拡充及びリニューアル、ワンストップサービスの推進、防災メールの導入、税のコンビニ納付・各種証明書のコンビニ交付の実現や公衆無線LANの整備といったさまざまな情報化施策を実現してまいりました。

近年、スマートフォンの普及やインターネット及び関連技術の更なる活用等が進んできたことにより、わたしたちの生活環境はこれまで以上にめまぐるしく変化し、インターネットの高速化と通信端末の多様化、これまでデジタル化されていなかった情報のデジタルデータ化により、情報通信ネットワーク上に流通するデータの多様化・大量化が進み、これら大量のデータを分析・解析することによって社会・経済の課題を解決するビッグデータをはじめとして、IoT、ロボット、人工知能（AI）といった新たな技術が様々な分野で利活用される状況となってきています。

こうした背景を受け、官民におけるデータ活用の推進と、これにより国民が安全で安心して暮らせる社会・快適な生活環境の実現に寄与することを目的として、2016年（平成28年）12月に「官民データ活用推進基本法」が公布・施行されました。本法律では、国が官民データ活用推進基本計画を策定すること、都道府県が官民データ活用推進計画を策定することが義務付けられ、これを受け、2017年（平成29年）5月には「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定されました。

大分県においても、2019年（平成31年）2月に大分県版官民データ活用推進計画として「おおいた革新的技術・データ活用推進計画」が策定され、革新的技術・データの積極的活用に向けた取組を始めています。

こうしたことから、本市においても、「官民データ活用推進基本法」及び「官民データ活用推進基本計画」、「おおいた革新的技術・データ活用推進計画」における情報化施策との整合性を図るなか、2017年度（平成29年度）から2021年度（令和3年度）までの計画期間としていた「第4次大分市地域情報化計画」を2018年度（平成30年度）末で終了とし、新たに本計画を策定することとします。

## 2. 本計画の位置付け

本市では、2024 年度（令和 6 年度）を目標年次として『大分市総合計画 おおいた創造ビジョン 2024』を策定し、“笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市”をこれから本市が目指すまちの姿（都市像）として定め、その実現を目指すこととしています。この目標を実現する政策体系のなかで、「第 5 部 将来にわたって持続可能な魅力あふれるまちづくり」の「第 1 章 快適な都市構造の形成と機能の充実」として「第 3 節 地域情報化の推進」が位置付けられており、「安心して健やかに暮らせる市民生活の実現」、「にぎわいと活力あふれる豊かな地域社会の実現」、「ICT を快適に利用できる情報活用能力の向上と環境整備」、「行政サービスの向上」、「行政事務の効率化」が主な取組として掲げられています。

本計画は、「大分市総合計画」で掲げた都市像を情報化の面から実現するための基本計画となるとともに、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）第 9 条第 3 項の規定に基づく「市町村官民データ活用推進計画」として位置付けるものです。

## 3. 計画期間

関連計画及び計画期間	2019	2020	2021	2022	2023	2024
大分市総合計画 おおいた創造ビジョン 2024	→					
本計画	→					
				個別施策を見直し		
	→					

本計画の期間は、2019 年度（令和元年度）から 2024 年度（令和 6 年度）までの 6 カ年とします。なお、ICT に係る社会情勢の変化に対応するため、3 年後に個別施策を見直すこととします。

## 第 2 章 計画見直しの背景

本計画の見直しに係る背景として、技術の急速な進展とそれに伴う利用環境の変化等 ICT に関する情勢の急激な変化と、国における政策動向、大分県における情報化施策及び計画、本市における情報化の取組を示します。

1. ICT に係る社会情勢
2. 国の情報化政策の動向
3. 県の情報化施策及び計画
4. 本市における情報化の取組

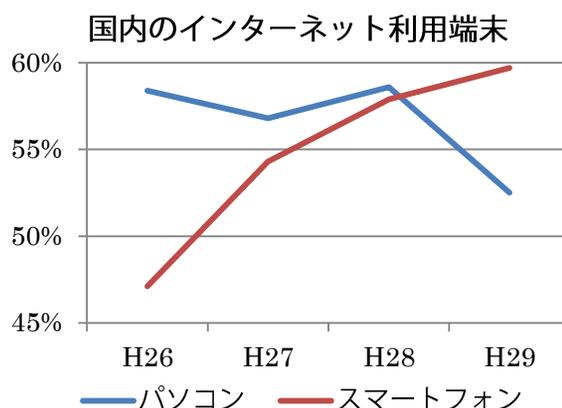
## 1. ICTに係る社会情勢

### (1) ICT及びインターネット環境の概況

1990年代半ば以降、インターネットと携帯電話の普及に伴い、産業革命以降の製造・生産技術を中心とした工業化社会から脱し、情報が価値の中心となる情報化社会の時代と呼ばれるようになりました。

2000年代に入ってから、2007年（平成19年）のiPhone発売を契機にスマートフォンが爆発的に普及したことにより、通信端末の主役がパソコンからスマートフォンに移行し、今やスマートフォンの保有台数がパソコンを上回る状況になりました。

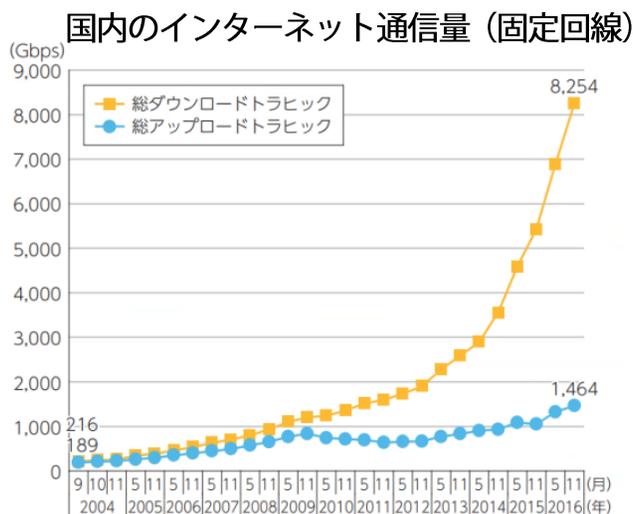
総務省の平成29年通信利用動向調査でも、インターネットを使う際にスマートフォンを利用した人の割合（59.7%）がパソコンの割合（52.5%）を上回る結果が出ています。



また、2000年代半ばから、インターネット等のネットワークを通じてコンピュータの処理能力を提供するクラウドサービス（クラウド・コンピューティングサービス）の概念が提唱され、2010年（平成22年）以降、GoogleやMicrosoft、Amazon等様々な企業から提供されるようになりました。ハードウェアを保有せずとも、必要な分だけ課金して情報処理能力を利用できるため、特に企業でのシステムの基盤として、今日に至るまで利用が拡大しています。

2000年代後半からは、Youtubeをはじめとする動画配信サービスの利用が急速に拡大し、今や、インターネットに流れる通信量の8割を占める状況となっており、その比率は更に高まっていくものと予想されます。

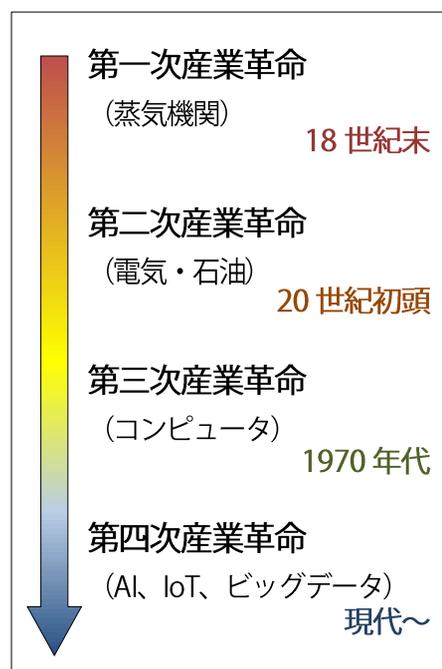
全体の通信量では、2016年（平成28年）の国内におけるダウンロード通信量が5年前の4倍以上となりました。世界的にも同様の傾向となっており、通信機器や用途の多様化等に伴い、今後も通信量が飛躍的に増加していく見込みとなっています。



## (2) 第四次産業革命 (AI、IoT、ビッグデータ等先進技術の利活用)

第一次産業革命では、蒸気という新しい動力が出現し、それまでの手工業から機械工業に転換することで飛躍的に生産性が向上しました。続く第二次産業革命では、電気・石油産業の発展により大量生産が実現し、第三次産業革命では、コンピュータの登場により自動化やインターネット等ICTの利用が始まりました。これからの社会は、その次の産業革命である、第四次産業革命と呼ばれる時代を迎えています。

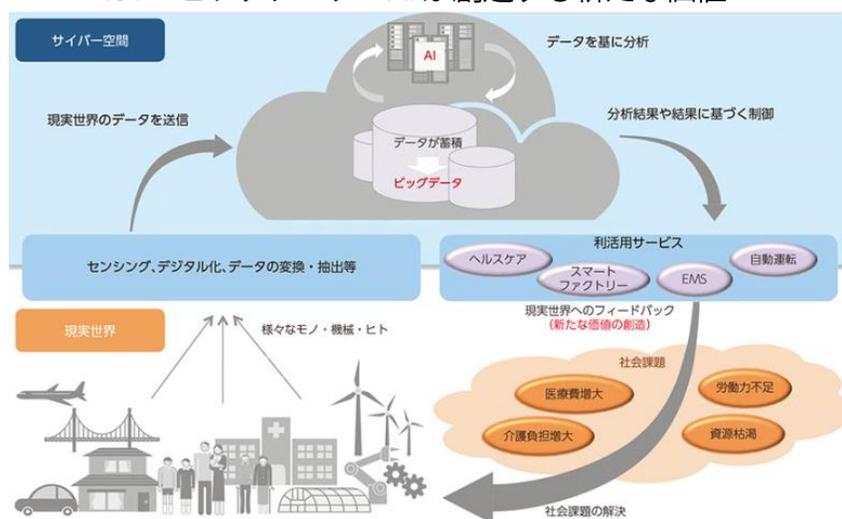
第四次産業革命では、様々なモノがインターネットにつながるIoT (Internet of Things) により、これまでデータ化できなかった工場等での小型電子機器やセンサーの情報、交通や気象、個人の健康状態等がデータ化され、ネットワークを流通するようになります。そして、それら大量のデータ(ビッグデータ)をまとめて分析・解析することにより、新たな知見や付加価値を得ることができるようになります。



また、近年のAI (人工知能) 技術の発展により、人間が処理に必要な条件を全て与えずとも、コンピュータが自ら学習することで、一定の判断ができるようになってきました。ロボット技術の進展と併せて、これまで人間でなければできなかった複雑な作業でも、AIによるシステム処理やロボットによる機械作業で処理できるようになりつつあります。

こうした技術革新により、これまでの大量生産・画一サービスの提供から個々のニーズに合わせた生産やサービスの提供、既存の資源・資産の効率的な活用、AI・ロボットによる人間の労働の代替等が可能となってきており、様々な産業でその利活用が進んでいます。

### IoT・ビッグデータ・AIが創造する新たな価値



出典  
総務省  
平成28年版情報通信白書

## 2. 国の情報化政策の動向

---

### (1) これまでの取組

国の情報化の取組としては、国のIT戦略を定めた「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」が2000年（平成12年）11月に制定され、情報通信革命への本格的な取組を開始しました。

その後、2001年（平成13年）の「e-Japan戦略」、2003年（平成15年）の「e-Japan戦略II」、2006年（平成18年）の「IT新改革戦略」、2009年（平成21年）の「i-Japan戦略2015」を経て、2010年（平成22年）の「新たな情報通信技術戦略」では「国民本位の電子行政の実現」や「地域の絆の再生」「新市場の創出と国際展開」を重点戦略に掲げ、2013年（平成25年）の「世界最先端IT国家創造宣言」では、世界最高水準のIT利活用社会の実現と成果の国際展開を目標とした取組を進めてきました。

2015年（平成27年）には、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の下に「地方創生IT利活用推進会議」が設置され、「地域産業の活性化」「住みやすさの向上」「地方公共団体業務の効率化」の達成を目標として「地方創生IT利活用プラン」を策定しています。

### (2) マイナンバーカードの利活用推進

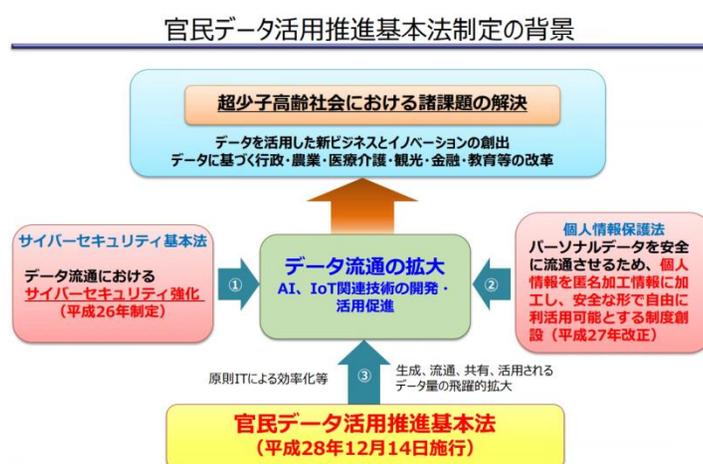
2015年（平成27年）10月、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」に基づいて、国民全員にマイナンバーが付与されました。

2016年（平成28年）1月よりマイナンバーカードの交付が開始され、社会保障・税番号制度で利用する「個人番号」を証明するとともに、公的な身分証明書としても利用できるほか、マイナポータル等の様々なサービスを受けることができるようになっていきます。

マイナンバーカード・公的個人認証サービス等の利用範囲拡大として、住民票の写し等のコンビニ交付や図書館利用などの行政サービスのほか、金融やチケット等の民間サービスでの利用、マイナポータルで受けられるサービス機能の追加等、様々な取組を推進しています。

### (3) 官民データ活用推進基本法、官民データ活用推進基本計画

2016年（平成28年）12月、官民におけるデータ活用の推進により国民が安全で安心して暮らせる社会・快適な生活環境の実現に寄与することを目的として、官民データ活用推進基本法が公布・施行され、これを受け、2017年（平成29年）5月30日に「世界最先端IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定されました。このなかでは、8つの分野（1. 電子行政、2. 健康・医療・介護、3. 観光、4. 金融、5. 農林水産、6. ものづくり、7. インフラ・防災・減災等、8. 移動）を重点分野と位置付け、AIやIoT等の先進技術や官民におけるデータ活用といった施策を推進することとしています。



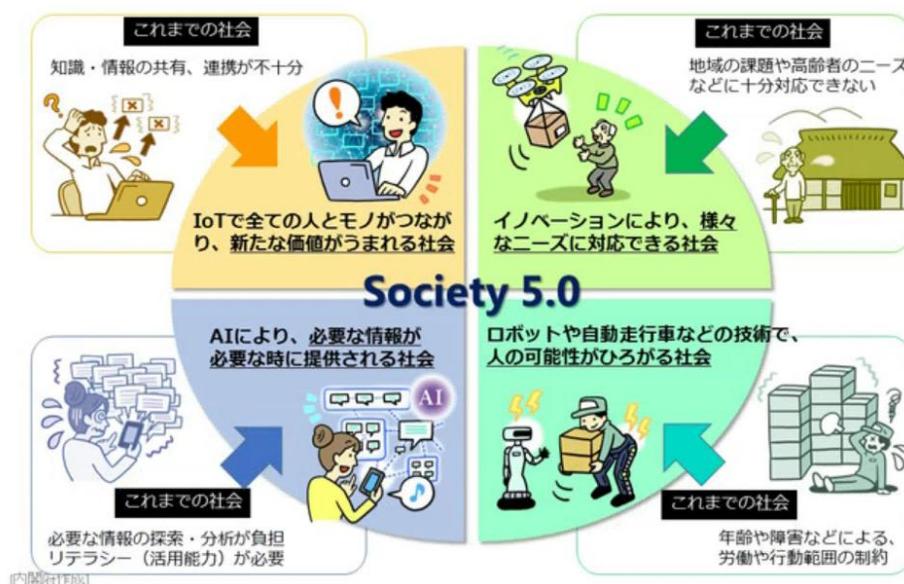
出典：内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室 資料

### (4) 第5の社会「Society 5.0」に向けた取組

2017年（平成29年）6月、新たな成長戦略として「未来投資戦略2017」が閣議決定され、第4次産業革命における先端技術（IoT、ビッグデータ、AI、ロボット）をあらゆる産業・社会生活で導入することにより、情報化社会の次となる第5の社会「Society 5.0」の実現が示されました。

2018年（平成30年）6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」では、Society 5.0の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となるフラッグシップ・プロジェクトとして、「自動化（自動運転等の次世代モビリティ・システム）」、「次世代ヘルスケア・システム」、「デジタルガバメント」等の具体的取組が示されています。

## Society 5.0の概要



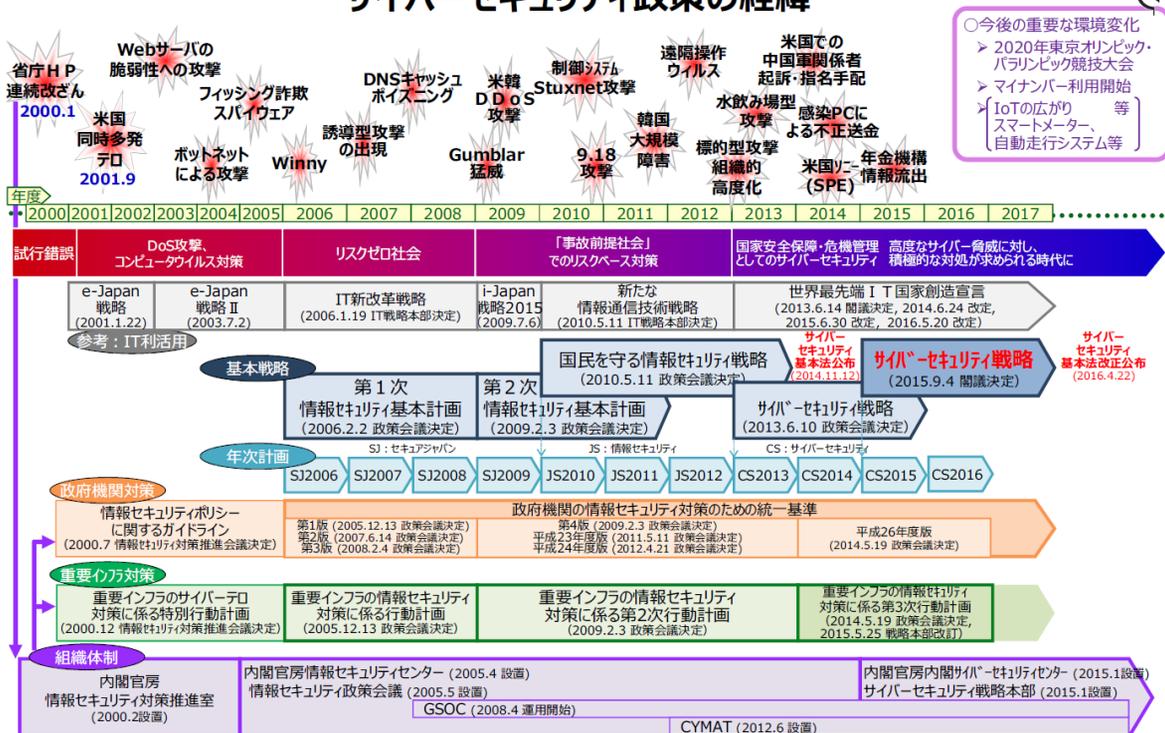
## (5) 情報セキュリティ対策

2014年（平成26年）11月、「サイバーセキュリティ基本法」が成立し、これを受けて2015年（平成27年）1月、内閣に「サイバーセキュリティ戦略本部」が設置されました。同時にサイバーセキュリティ政策に関する総合調整を行うことを目的として、内閣官房に「内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）」が設置されています。

2015年（平成27年）9月、サイバーセキュリティ政策の基本的な方向性を示す新たな国家戦略である「サイバーセキュリティ戦略」が閣議決定されました。その後、3年間（3期）にわたる年次計画の策定の後、2018年（平成30年）7月には、前戦略策定後になされたデータ活用に関する様々な法整備（官民データ活用推進基本法や改正個人情報保護法等）や Society5.0をはじめとした政府方針の決定を受け、今後3年間のサイバーセキュリティに関する諸施策の目標及び実施方針を示した新たな戦略が策定されています。

また2018年（平成30年）9月には、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改定されました。その中では、庁内システム全体の強靱性向上やマイナンバー利用事務系における多要素認証（パスワード認証、生体認証、スマートカード認証等から複数の認証を用いる認証方式）の実施、情報セキュリティインシデントが発生した際の即応チームであるCSIRTの設置及びその役割等が追記され、地方公共団体において実施すべき情報セキュリティ対策の新たな指標が示されています。

### サイバーセキュリティ政策の経緯



出典： 内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター資料

### 3. 県の情報化施策及び計画

---

2006年（平成18年）2月、大分県は『(旧) 大分県地域情報化計画』の期間満了に伴い、ICT社会の急速な進展や国の政策・取組などを踏まえた『(新) 大分県地域情報化計画』を策定しました。県行財政運営の長期的かつ総合的指針である『大分県長期総合計画』の基本目標である“県民とともに築く 安心 活力 発展 の大分県”実現のための地域情報化に関する計画として位置付けられ、地域情報化の今後の方向と主要な施策を明らかにしました。

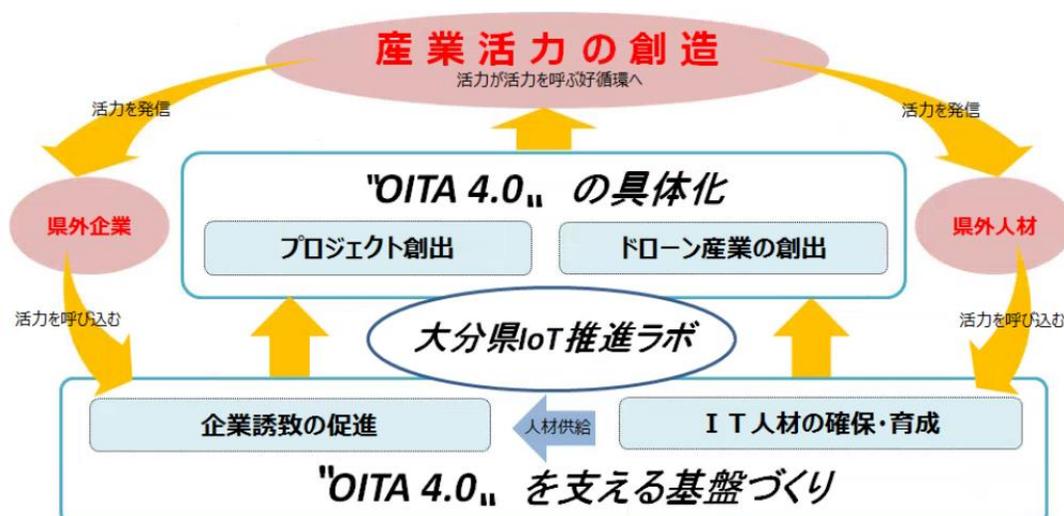
その後、2015年（平成27年）10月に『大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」』を策定し、その中で「急速に進化する情報通信技術の普及・活用」として、人材の育成、ICTの進化の中での新ビジネス創出の支援、高速通信環境の整備、マイナンバー等を利用した行政手続きの効率化及びサービスの向上を図ることとしています。

また、県と市町村が相互に協力して電子自治体を推進していくことを目的とした「大分県電子自治体推進協議会」では、自治体クラウドの推進や電子申請システムの共同利用など県内の自治体が連携した取組を行っています。

近年、サイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化している状況を受け、2017年（平成29年）3月にはインターネット出入口の情報セキュリティ対策を強化する「大分県自治体情報セキュリティクラウド」を構築し、県下全自治体の情報セキュリティ対策を抜本的に強化しました。

2017年度（平成29年度）には大分県版第4次産業革命として“OITA4.0”への挑戦を掲げ、これまで築いてきた産業基盤をベースに、IoTやAI、ドローンなどの革新的技術を取り込んだプロジェクトの創出や製品・サービス開発を進めるとともに、それを支えるIT人材を企業に供給する基盤づくりを行うことにより、産業の新たな活力を創出することを目指すとされています。また、その推進機関として「大分県IoT推進ラボ」を設置し、IoT等の革新的技術を活用した地域課題解決型プロジェクトの創出に向けた取組を開始しています。

大分県 IoT 推進ラボ及び“OITA4.0”の取組



出典：大分県 公式ウェブサイト

2019年（平成31年）2月には、官民データ活用推進基本法の公布・施行を受け、大分県版官民データ活用推進計画である「おおいた革新的技術・データ活用推進計画」を策定し、様々な分野における革新的技術・データの積極的活用により、様々な地域課題の解決や新たな産業活力の創出、行政事務の効率化や行政サービスの充実を図ることとしています。

おおいた革新的技術・データ活用推進計画における取組

1. 民間分野 ～大分県版第4次産業革命“OITA4.0”の推進～

- (1) 革新的技術の活用促進
- (2) 中小企業・小規模事業者のIT化とデータ活用の推進
- (3) IT人材の確保・育成
- (4) IT企業の誘致

2. 行政分野

- (1) 行政手続のオンライン化推進
- (2) オープンデータの推進
- (3) マイナンバーカードの普及・活用
- (4) デジタルデバイド対策
- (5) ICTによる業務効率化
- (6) 情報セキュリティ対策

## 4. 本市における情報化の取組

本市では、電子計算組織の導入等、本市市内における情報化の始点となった昭和63年の「大分市情報化計画」以降、情報化に係る個別計画を策定し、行政の情報化と地域情報化を推進してまいりました。下表にこれまでの計画と主な取組を示します。

計画名称	計画期間	主な施策
大分市情報化計画	1989 (H1) ~ 1993 (H5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報センターの建設</li> <li>・大型汎用コンピュータの自己導入 (住民記録システム等5システムの開発)</li> <li>・庁内LAN(基幹系)の敷設</li> </ul>
第2次 大分市情報化計画	1994 (H6) ~ 1998 (H10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページの運用開始</li> <li>・福祉総合システム等7システムの開発</li> <li>・西暦2000年問題対応</li> </ul>
第3次 大分市情報化計画	1999 (H11) ~ 2001 (H13)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険、財務会計、全庁ネットワークシステム等5システムの開発</li> <li>・全庁的なパソコンの活用、庁内LAN(全庁系)の敷設、グループウェアの導入</li> </ul>
大分市電子自治体 推進プラン	2002 (H14) ~ 2003 (H15)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分市情報セキュリティポリシーの策定</li> <li>・LGWAN、住民基本台帳ネットワークへの接続</li> <li>・公共施設案内・予約システムの導入</li> <li>・GISの導入</li> <li>・例規、議事録の電子化</li> </ul>
大分市地域情報化計画	2004 (H16) ~ 2008 (H20)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会中継システムの導入</li> <li>・水道局全局ネットワークの整備</li> <li>・文書管理システム、税総合システムの構築</li> </ul>
第2次 大分市地域情報化計画	2009 (H21) ~ 2013 (H25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上デジタル放送対策</li> <li>・証明書自動交付機の導入</li> <li>・コンビニ収納の開始</li> <li>・校務支援ネットワークの構築</li> </ul>
第3次 大分市地域情報化計画	2014 (H26) ~ 2016 (H28)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分市無料公衆無線LANの提供</li> <li>・防犯に係る情報配信システムの周知と活用</li> <li>・避難行動要支援者システムの構築</li> <li>・大分市公式アプリの提供</li> <li>・マイナンバー制度対応</li> <li>・ペーパーレス会議システムの導入</li> <li>・情報システム最適化計画の策定</li> </ul>
第4次 大分市地域情報化計画	2017 (H29) ~ 2021 (R3) ※見直しによりH30まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種証明書のコンビニ交付の実施</li> <li>・コンビニ収納の拡大</li> <li>・クレジット収納の導入</li> <li>・公共施設案内・予約システムの広域利用の実現</li> <li>・スマートフォンを利用した観光案内</li> </ul>

## 第 3 章 情報化施策

本計画における施策体系及びアクションプランの位置付けを示します。

1. 施策体系
2. アクションプラン

## 1. 施策体系

本計画は、以下の6つの視点により、情報化施策を構成します。

オンライン化の推進

オープンデータの推進

マイナンバーカードの普及・活用

情報格差の是正

ICTによる業務効率化・産業振興

情報セキュリティ対策

### 各視点における取組の概要

#### オンライン化の推進

すぐに使える、簡単、便利な、利用者中心のサービスを実現するためには、これまでの紙による運用を主とした行政サービスから脱却し、デジタル／オンラインへ移行することがその前提条件となります。

国の「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」等を参考に、行政手続のオンライン化を推進し、手続の簡素化及び利便性の向上を図ります。また、行政事務及び市民向け行政サービスにおけるオンライン利用を推進し、業務効率化及び市民サービスの向上を図るとともに、デジタル化による行政データの統計利用を促進することで、政策決定等への利活用を図ります。

## オープンデータの推進

様々な市民ニーズや多様化する地域課題に対応するためには、市民・民間事業者と協働し、行政が保有する多種多様なデータをオープンデータとして、より広く活用していくことが重要です。また、オープンデータの活用は、行政事務の効率化、新たなサービスの創出にもつながります。

これらの実現のため、国が提供しているオープンデータの取組を促進するための各種ガイドラインや公開を推奨するデータセット等を参考として、庁内で保有するデータのオープンデータ化を推進します。また、庁内外との連携により、オープンデータを活用したサービスの提供を促進します。

## マイナンバーカードの普及・活用

国においては、2017年（平成29年）3月に「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」を策定し、1. マイナンバーカード・公的個人認証サービス等の利用範囲拡大、2. マイナポータルの利便性向上、3. アクセス手段の多様化により、マイナンバーカードの利便性向上を図ることとしています。

マイナンバーカードの一層の普及に努めるとともに、利活用の範囲を広げることにより、市民の利便性向上及び庁内における事務負担の軽減を図ります。

## 情報格差の是正

データ利活用を推進するには、手続・事務のシステム化・デジタル化といった様々なICTの活用が前提となることから、誰もが等しくICTを活用できる環境を整え、本計画が目指す市民サービス向上の恩恵が市全体で享受されるようにしなければなりません。

情報通信環境の整備、情報活用能力の向上等の取組を進めることにより、地理的な制約や年齢、身体的な条件等の要因に基づく情報格差の是正を図ります。

## ICTによる業務効率化・産業振興

近年の技術革新は目覚ましく、ICTによる業務改善があらゆる分野で進展し、ICTの活用手法も導入環境や目的に応じて多岐にわたっています。

民間事業者や他自治体における先進事例・優良事例を参考にしながら、庁内の業務効率化を図るとともに、民間におけるICT導入を支援することで、本市におけるICT利活用を幅広く促進し、地域産業の振興を図ります。

ICTの導入にあたっては、将来的な維持費用を含めたトータルコストによる費用対効果を検証し、更新時にはその導入効果を評価することで、より効果的な利活用を推進するとともに、AIをはじめとした国が推し進める先進技術の調査・研究を行い、将来的な導入に向けて積極的に取り組みます。

## 情報セキュリティ対策

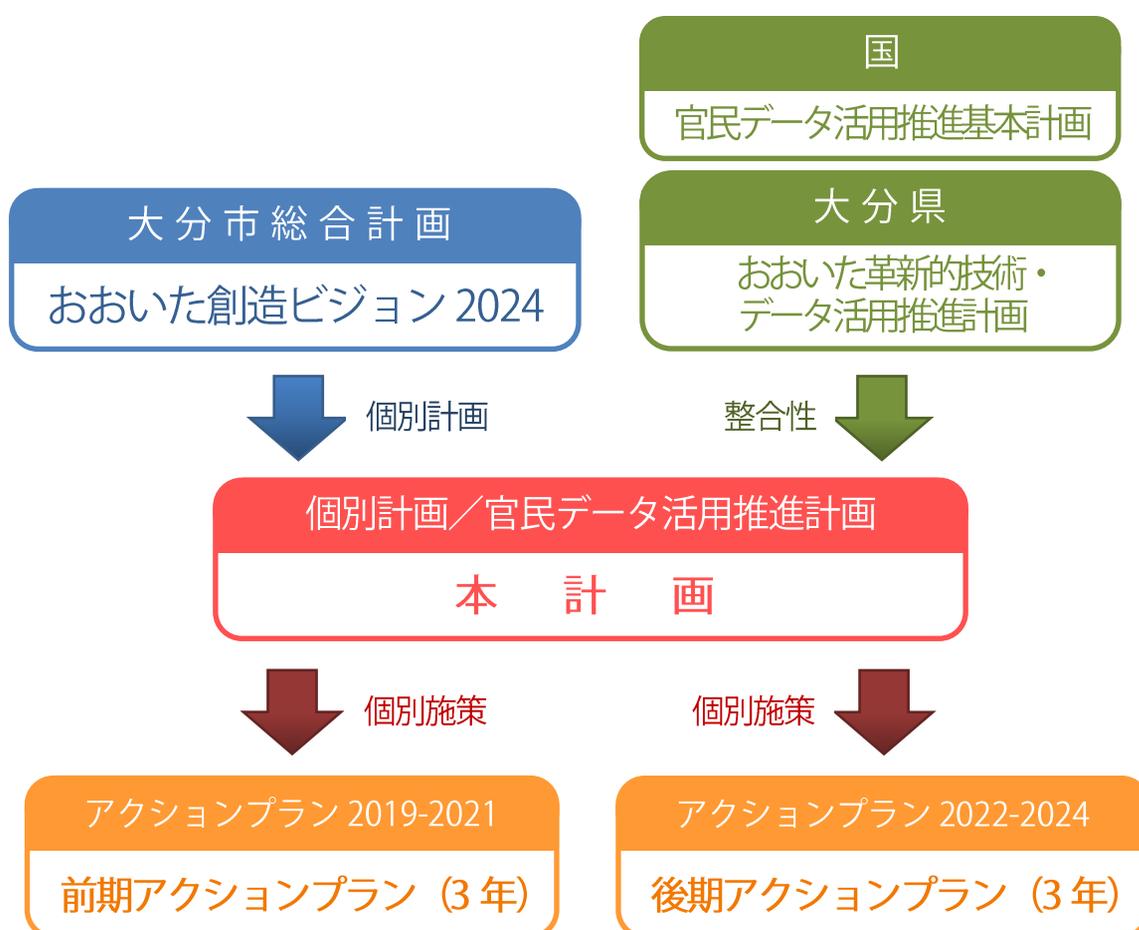
今後、データの利活用が進展するに伴い、これまで以上に情報システム・情報ネットワークの重要性が高まることとなります。

「大分市情報セキュリティポリシー」に基づき、最新の情勢に対応した情報セキュリティ対策を実施するとともに、情報セキュリティ研修・情報セキュリティ監査等を実施することにより、PDCAサイクルを活用した継続的改善に取り組み、市民の情報を強固に守る庁内体制を構築します。

## 2. アクションプラン

本計画は、計画期間6年を3年ずつの2期に分け、それぞれをアクションプランとして本計画の下位に位置付けます。

アクションプラン策定の際には、日々進歩する技術や社会情勢の変化、国・県の情報化施策等を勘案し、市として求められる最新の情報化施策を盛り込むこととします。



## 第 4 章 計画の推進に向けて

本計画の推進に向けての体制整備、進捗管理及び評価、その他  
情報化推進にあたっての留意点を示します。

1. 地域社会との連携体制の確立
2. 庁内推進体制の確立
3. 計画の進捗管理と評価の実施
4. 情報化推進にあたっての留意点

## 1. 地域社会との連携体制の確立

---

### (1) 市民との連携・協働体制

市民ニーズに即した情報化施策を実現するためには、行政単独で情報化施策を推進するのではなく、市民・NPO法人・ボランティア団体等との連携が不可欠です。そのため、市民・NPO法人・ボランティア団体等との連携・協働による施策の推進を図るとともに、新たな人材や団体の育成に努めます。

### (2) 産学官との連携・協働体制

市内の大学や高専の持つさまざまな資源を有効に活用することが求められていることから、本市では、2004年（平成16年）の国立大学法人大分大学との協定締結を皮切りに、大学等と双方の合意のもとに積極的に連携強化を図っています。

今後も、人材育成や施設の開放などを通して、大学と地域・市民との連携を進めます。

また、大学や高専のみならず企業の持つ知識・技術を情報化施策に反映させるために、企業との連携・協働体制の強化・充実についても併せて推進します。

### (3) 国・県との連携体制

2016（平成28）年から利用が開始された社会保障・税番号制度や自治体クラウドなど、国・県等において、本市の情報化に関連するさまざまな施策が展開されており、制度面や財政面で協力が必要となります。

また、本計画の推進にあたっては、国における「官民データ活用推進基本計画」、大分県版官民データ活用推進計画である「おおいた革新的技術・データ活用推進計画」との整合性を図るなか、今後とも、国・県と綿密な連携を図ります。

#### (4) 県内市町村との連携体制

地方自治体には、限られた人員で複雑化・多様化する市民ニーズに応じていくことが求められており、自治体相互の連携により課題を一つひとつ乗り越えていくことが必要です。

今後は、別府市、由布市と共同で整備している公衆無線LAN環境のさらなる拡充や公共施設の案内・予約に係る大分都市広域圏でのシステム共同利用等、より密接な連携に向けた取り組みを進めていきます。

## 2. 庁内推進体制の確立

---

### (1) 庁内における推進組織

多様化する市民ニーズに対応するため、複数の部署が関係する情報化施策が増えており、情報化の推進にあたっては、全庁横断的な取組が必要不可欠となっています。

本市では、情報化施策の意思決定機関である「大分市電子自治体推進本部」並びにその下部組織である「大分市電子自治体推進委員会」が設置されており、情報化施策を一体的・総合的に推進する庁内組織を確立しています。今後はさらに部署を越えた連携を強化し、全庁横断的な取組を推進します。

### (2) 職員の情報活用能力の向上

庁内での情報通信環境は、原則1人1台のパソコン配置を実現しており、その基盤を使用して業務遂行に必要なさまざまなシステムが稼動しています。今後はそれらを有効的に活用するため、職員の情報活用能力の向上を図ることが必要です。

そのため、「e-ラーニング」による職員研修を充実させるとともに、所管部署との協働体制を整えていきます。また、業務システム主管課との連携も高め、個別のシステムに特化した研修も充実させ、幅広い情報活用能力を持った職員を養成します。

### 3. 計画の進捗管理と評価の実施

---

情報化分野の技術革新は非常に速いことから、施策の効果を最大限に発揮するためにも、計画の進捗管理と評価を行います。

### 4. 情報化推進にあたっての留意点

---

#### (1) 情報セキュリティ対策

ICTは、日々変化・進歩しており、本市の情報資産を守るためには、情報セキュリティの現状や課題を踏まえ、社会情勢に適切に対応したセキュリティ対策を講じることが求められています。

このような中、ますます複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対抗するため、県と県下自治体と協力して情報セキュリティ対策の強化に努めるとともに、情報セキュリティポリシーに基づく職員研修の実施や定期的な情報安全対策の見直し等により、情報セキュリティ意識・技術のレベルアップを図ります。

#### (2) 情報格差への対応

ICTは、市民生活におけるコミュニケーション手段を提供するなど、さまざまな効用を高めるものですが、今日の情報化社会の中では地理的条件や年齢などにより、情報収集の機会や情報収集力における格差が生じる恐れがあります。地理的な制約を受けることなく、子どもから高齢者まで安全・安心にICTの恩恵を享受、実感できるようにするため、地域ニーズに基づいた情報通信基盤の格差是正と、ICTを快適に利用できる情報活用能力の向上など、その環境整備について対応を行います。

### (3) 技術革新への対応

ICT の飛躍的な革新を背景に、情報化は市民協働の推進や環境保全、地域の魅力情報発信、行政情報の提供など地域や行政におけるさまざまな課題を解決する手段として期待されています。

顕在化する課題に的確に対応しながら、いつでも、どこでも、誰もが安心して快適な生活を送ることができる社会の実現を目指すため、ICT における技術革新の動向に注視しつつ、本市をとりまく現状を踏まえながら、実情に即した技術の選択・採用を行ってまいります。

## 計画策定の経緯

### 1. 市民の情報化に関する調査

計画策定にあたって、2018年（平成30年）9月に「大分市の情報化に関する市民アンケート」を実施しました。住民基本台帳に記載された市内在住の16歳以上の市民から4,000人を無作為抽出し、郵送による無記名調査を実施した結果、1,552人（回収率38.8%）より回答を得ました。

### 2. 大分市地域情報化推進委員会の開催

市民や民間企業、大学等との協力・連携を深め、情報化施策に取り組んでいくために、市民、学識経験者や各界を代表する委員からなる「大分市地域情報化推進委員会」を組織しており、計画策定にあたって2018年（平成30年）7月、11月、2019年（平成31年）2月の合計3回開催し、多くの貴重な提言を頂き計画に反映しました。

#### 大分市地域情報化推進委員会名簿（敬称略）

吉田 和幸（委員長）	国立大学法人大分大学 学術情報拠点 副拠点長 教授
凍田 和美（副委員長）	公立大学法人大分県立芸術文化短期大学 名誉教授
赤星 哲也	学校法人文理学園 日本文理大学 工学部情報メディア学科 教授
楠本 誠	西日本電信電話株式会社大分支店 ビジネス営業部 営業担当部長
森 淳一	大分ケーブルテレコム株式会社 専務取締役
糸永 弥	株式会社大分銀行 地域創造部 地域活性化グループ 推進役
木本 圭一	一般社団法人大分市連合医師会 次長
川崎 彰	大分バス株式会社 総務部電算課 課長
南 富士男	九州旅客鉄道株式会社 大分支社 総務企画担当課 課長
森竹 嗣夫	一般社団法人大分商工会議所 専務理事
御手洗 功	大分市視聴覚教育研究協議会 会長
高倉 英雄	大分県農業協同組合 中西部事業部 副統括部長
後藤 広明	株式会社レンブラントホテル大分 副総支配人
福田 健二	一般社団法人大分市観光協会 理事
関谷 弘	大分市自治委員連絡協議会 幹事
平倉 賢明	一般社団法人大分青年会議所 専務理事
村井 綾	naana パートナー 代表
森 晴繁	特定非営利活動法人 BuNGO Channel 前理事長
南 牧人	特定非営利活動法人シニアネット大分 理事長
安藤 善之	大分県商工労働部情報政策課長
江藤 郁	大分市企画部長
永田 佳也	大分市教育部社会教育課長

## 用語集

---

### 【ア】

#### インフラ

基盤、下部構造などの意味。一般には、道路や鉄道、上下水道、発電所・電力網、通信網、港湾、空港、灌漑・治水施設などの公共的・公益的な設備や施設、構造物などを指すことが多い。

#### オープンシステム

様々な開発元のソフトウェアや機器を組み合わせて構築されたコンピュータシステムのこと。

#### オープンデータ

何らかの権利に基づく制限を課されることなく、誰でも自由に入手、加工、利用、再配布などすることができるよう公開されたデータのこと。

#### オンライン

コンピュータなどの機器がネットワークに接続された状態。あるいは、通信回線を通じて別のコンピュータなどに接続された状態のこと。

### 【カ】

#### クラウドサービス

従来は手元のコンピュータに導入して利用していたようなソフトウェアやデータ、あるいはそれらを提供するための技術基盤（サーバなど）を、インターネットなどのネットワークを通じて必要に応じて利用者に提供するサービス。

#### グループウェア

組織や団体の内部で情報の共有を行ったり、コミュニケーションを取ることができるソフトウェアのこと。

**【サ】****自治体クラウド**

政府や各自治体が所持するデータをクラウドに集積して、それぞれに関係する住民などがそれらの情報を共有し、必要に応じて使用するシステムのこと。

**情報セキュリティインシデント**

コンピュータの利用や情報管理、情報システム運用に関して保安上の脅威となる事象のこと。

**スパイウェア**

有害なソフトウェアの一種で、利用者の文字入力内容や Web アクセス履歴などのデータを気付かれないようこっそり収集し、インターネットを通じて開発元などに送信するソフトウェア。

**スマートカード (IC カード)**

プラスチック製カードに極めて薄い半導体集積回路 (IC チップ) を埋め込み、データの記録や処理、外部との入出力などをできるようにしたもの。

**スマートファクトリー**

ドイツ政府が提唱するインダストリー4.0 を具現化した形の先進的な工場のこと。センサーや設備を含めた工場内のあらゆる機器をインターネットに接続し、品質・状態などの様々な情報を「見える化」し、情報間の「因果関係の明確化」を実現し、設備同士または設備と人が協調して動作することにより実現される。

**生体認証**

指紋など固有性の高い人間の身体的特徴をデータ化して本人確認に用いる認証方式。

**センシング**

センサーを用いて観測すること。

**【タ】****多要素認証**

アクセス権を得るのに必要な本人確認のための要素をユーザーに複数要求する認証方式。

### デジタルデータ

機械で情報を扱う際の表現方法の一つで、情報をすべて離散的な数値（整数など）の集合として表現し、正確に区別可能な段階的な物理量に対応させて記憶・伝送する方式のことをデジタルと呼ぶ。そのようにして表現されたデータをデジタルデータという。

### デジタルデバイド

コンピュータやインターネットなどの情報技術を利用したり使いこなしたりできる人と、そうでない人の間に生じる、貧富や機会、社会的地位などの格差。

### ドローン

無人で遠隔操作や自動制御によって飛行できる航空機の総称。

## 【ハ】

### ビッグデータ

民間企業や行政が保有する多種多様なデータのこと、収集・分析をすることにより、新たな知見の発見が期待できるもの。

### ボットネット

攻撃者の指令や遠隔操作などを受け入れるよう、コンピュータウイルスなどに感染させた多数のコンピュータを組織したネットワーク。

## 【マ】

### マイナポータル

マイナンバーの付いた自分の情報や行政機関の利用状況をはじめ、行政機関からのお知らせなどを端末で確認することができる。また、引っ越しの際に必要な行政機関への手続きや納税なども行える。2017年1月から開始されている。

### マイナンバー

社会保障や納税などの際に国民一人一人を識別するための12桁の番号。日本政府が発行・管理するもので、自治体に住民票を持つ全ての国民と特別永住者など国内に居住する一部の外国人に発行される。

### マイナンバーカード

日本において、マイナンバー法に基づき発行される身分証明書の一つで、持ち主の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(マイナンバー)、証明写真などを券面に表示するとともに、

これらをICチップに記録するICカードのこと。

## 【ワ】

### ワンストップサービス

複数の場所や担当に分散していた関連する手続きやサービスなどを、一ヶ所でまとめて提供するようにしたもの。行政が関連する手続きの窓口を一本化することや、企業が様々なサービスを一体的に提供することなどを指す。

## 【アルファベット】

### AI (Artificial Intelligence 人工知能)

人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断を、コンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにしたもの。

### CSIRT

企業や行政機関などに設置される組織の一種で、コンピュータシステムやネットワーク保安上の問題に繋がる事象が発生した際に対応する組織。

### DNS キャッシュポイズニング

あるドメインについて偽の情報を発信し、インターネット上のDNSサーバに伝播させることにより、一般の利用者がそのドメイン内のサーバに到達できないようにしたり、ドメイン所有者の意図しない別のサーバにアクセスを誘導する手法。

### EMS (Electronics Manufacturing Service)

電子機器の受託生産を専門に行う企業で、製品の設計から調達、購買、量産、試験、流通、販売後の修理などを総合的に請け負う能力を持つ事業者のこと。

### GIS (Geographical Information System)

デジタル化された地図(地形)データと、統計データや位置の持つ属性情報などの位置に関連したデータとを、統合的に扱う情報システム。

### IoT (Internet of Things)

コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

**ICT (Information and Communication Technology 情報通信技術)**

情報や通信に関連する科学技術の総称。特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。

**LAN (Local Area Network)**

限られた範囲内にあるコンピュータや通信機器、情報機器などをケーブルや無線電波などで接続し、相互にデータ通信できるようにしたネットワークのこと。

**LGWAN (Local Government Wide Area Network)**

都道府県や市区町村などの地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワーク。

**PDCA**

業務プロセスなどを管理・改善する手法の一つで、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善・最適化していく手法。

**RPA (Robotic Process Automation)**

人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。主にデスクワークにおけるパソコンを使った業務の自動化・省力化を行うもの。業務の効率化や低コスト化を進めることができる。

**Stuxnet 攻撃**

産業用制御システムにおいて感染・実害を生じさせるマルウェア。2010年6月に発見されイランの各施設を標的とした攻撃で有名となった。

**【参考文献】**

株式会社インセプト 「IT用語辞典 e-Words」  
ウェブリオ株式会社 「IT用語辞典 バイナリ」



